

# 3月27日⑧は 熊本県知事選挙の

# 投票日

**とき** 3月27日⑧  
午前7時から午後7時まで  
**ところ** 市内95カ所の投票所  
※入場券に記載してありますので  
確認してください。

## 投票できる人は

次の要件をいずれも満たし、選挙人名簿に登録されている人。

- 3月27日現在で満20歳以上の人（平成8年3月28日までに生まれた人）。
- 平成27年12月9日までに本市に住民票が作成された人（他の市区町村から転入した人は、同日までに転入届をした人）。
- ※ 同年12月10日以降に熊本県内の市町村から本市に転入した人（1回に限る）は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、いづれかの市町村長が発行する証明書を添付して、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、本市で不在者投票をすることができます（請求用紙は本庁・選挙管理委員会事務局にあります）。

※ 通学のため親元を離れて生活している市外在住の学

生で、本市に住民登録をしたままの人は、現在住んでいるところが住所地と認定されるため、本市の選挙人名簿に登録されていても投票することができませんので、ご注意ください。

## 投票所入場券

投票所入場券（ハガキ）は、有権者の皆さんに郵送します。投票日には、入場券を持って投票所にお出かけください。

入場券がないときでも、投票所にある選挙人名簿で本人確認ができれば投票できます。

投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。



## 投票所に行けない人は

### ◇ 期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票は天草市民センターまたは各支所のどこでもできます。

期間 3月11日⑤～同26日⑩。

時間 「天草市民センター」  
午前8時30分～午後8時。  
「各支所」 午前8時30分～午後7時。

持参するもの 投票所入場券（入場券がなくても投票できます）。

### ◇ 病院などでの

### 不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設で不在者投票ができます。

指定病院や施設については、入院・入所している病院・施設へお尋ねください。

### ◇ 郵便などによる

### 不在者投票

「市外に滞在している人」  
投票日当日、仕事やレジャーなどで市外に滞在している人は、郵送による不在者投票ができます。

この制度を利用する人は、本庁または各支所にある「不在者投票請求書兼宣誓書」（市ホームページにも掲載）に選挙人本人が必ず事項を記入し、本庁・選挙管理委員会へ持参または郵送してください。

その後、選挙管理委員会から選挙人の滞在地に投票用紙などを郵送しますので、選挙人は、3月11日⑤から同26日⑩までに、滞在地の選挙管理委員会に投票してください。

この方法による投票は日数がかかりますので、早めに手続きをしてください。

## 開票

開票所の一般参観席では、開票状況をご覧いただけます。

とき 3月27日⑧午後9時から。

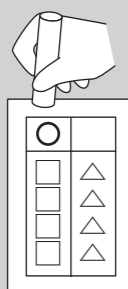
ところ 天草市民センター体育館。

※ 詳細はお尋ねください。  
本庁・選挙管理委員会事務局

## 投票用紙

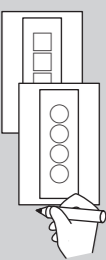
### 【投票日当日】

県知事選挙候補者氏名の上の○を付ける欄に、○印のスタンプを押してください。



### 【期日前・不在者投票】

県知事選挙候補者の氏名を記入してください。



◆ 公職選挙法で定められている障がいの程度（別表）

手帳の種類	障がい名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級か3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### 【障がいがある人】

身体に両下肢不全などの重度の障がいがある人は、自宅で不在者投票をすることができます。

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証（要介護5の人のみ）を持ち、公職選挙法で定められている障がいの程度（別表）に該当する人で、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている人（郵便投票の請求期限は3月23日

### ②まで）。

②①に該当し、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権がある人のみ）に代理で記載してもらうことができます。

● 身体障害者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人。  
● 戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人。

## 点字投票

目の不自由な人は、点字による投票をすることができます。点字投票を希望する人は係員に申し出てください。

## 体が不自由な人は

目や体が不自由な人や字が書けない人は、投票日当日の投票所または期日前投票所で代理投票ができます。その際、係員に申し出ただければ代理記載をします。